

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和6年3月25日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子  
委員 山本 欽久  
委員 南川 則之

副委員長 山本 哲也  
委員 瀬崎 伸一  
委員 尾崎 幹

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太  
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼  
議事総務係長 平山 智博

(午後 1時09分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、こんにちは。議会改革推進特別委員会に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和6年3月29日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、令和6年3月29日会議に提出をいたします議案について説明のほうをさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第70号の令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）の議案1件と、議案第71号から議案第73号までの市税条例等の一部改正議案が3件の合計4件となっております。

なお、本日の時点ではまだ法案のほうが確定をしておりませんが、多分通るだろうという前提のもと、まだ私の手元にも未定稿の議案しかないんですが、多分内容等は説明できるかなと思いますので、その内容について説明のほうをさせていただきます。

初めに議案第70号でございます。令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

申し訳ありません、補正予算概要のほうをご覧ください。2枚のつづりのものです。

まず、1ページ目でございます。

予算の規模でございますが、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の支援を目的に、プレミアム付商品券事業を実施するための費用を補正をいたします。

商工給与等管理費で40万6,000円、プレミアム付商品券事業で8,259万4,000円を計上し、補正後の一般会計予算額は126億8,300万円となります。

一番最後のページをご覧ください。4ページでございます。

内訳につきましては、まず上段でございます。商工一般管理経費で40万6,000円を計上しております。プレミアム付商品券事業の実施に伴いまして、事務量の増加を見込んだ時間外手当を補正するものでございます。

次に、下段をご覧ください。

プレミアム付商品券事業で8,259万4,000円を計上しております。予算の規模のところでも説明をさせていただきましたが、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の支援を目的に、プレミアム付商品券事業を実施するための費用を補正をいたします。

主な経費といたしましては、通信運搬費で596万4,000円。電算委託料で195万円。委託料として、プレミアム付商品券発行業務で580万1,000円。プレミアム付商品券販売業務で154万6,000円。補助金といたしまして、プレミアム付商品券事業で6,720万円となっております。

主な財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,850万8,000円となっております。

次に、議案一覧のほうにお戻りください。

1枚めくっていただきますと、条例議案のほうの内容が記載しておりますのでそちらをご覧ください。

まず、議案第71号でございます。鳥羽市市税条例の一部改正ということで、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、個人市民税で能登半島地震による災害被災者の負担軽減を図るための特例措置を講ずるもの。もう1つは、個人市民税所得割額の定額減税の部分でございます。また、個人市民税所得割額の定額減税の実施に伴う読替規定の追加が個人市民税の内容となっております。

次に、固定資産税でございます。固定資産税の部分につきましては、再生可能エネルギーの発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設するものでございます。また、認定長期優良住宅に係る特例につきましては、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものでございます。また、固定資産税（土地）の部分の負担調整措置を3年間延長する内容となっております。

あとの残りの部分につきましては、全般が引用条項のずれの改正というふうになっております。

施行期日につきましては、令和6年4月1日で格段の定めがあるものを除く内容となっております。すみません、別段の定めがあるものを除くということでございます。

次に議案第72号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正についてでございます。主な内容の部分で、改正の用途は先ほどと同様で、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う所要改正を行うものでございます。

内容につきましては、都市計画税（土地）の負担調整措置を3年間延長する内容、引用条項のずれの改正。

なお、施行期日は、これも同様に令和6年4月1日となっております。令和5年度分までの都市計画税は従前の例によるということの内容となっております。

最後に、議案第73号でございます。鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてということで、これも地方税法の改正の部分でございます。

内容といたしましては、課税限度額の見直しということで、基礎課税額は現行とおおり。後期高齢者支援金等の課税額といたしまして、従前が22万円であったところが、下線部で24万円というふうに直されます。介護納付金課税額は現行のおおりとなっております。

次に、軽減判定所得の見直しの部分でございます。7割軽減基準額は現行のおおりとなっております。5割軽減基準額では、被保険者数に乗じる部分の金額で、下線部29万円の部分が29.5万円に改正をされます。また、2割軽減基準額では、こちらも被保険者数に乗じる金額のところ、下線部の53.5万円の部分が54.5万円になるという内容となっております。

施行期日につきましては、令和6年4月1日で、令和5年度分までの国民健康保険税は従前の例によるということで、改正がされる予定となっております。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、本会議の日程についてご説明いたします。

3月29日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からご説明のありましたとおり、予算議案1件、条例一部改正議案3件の合計4件が上程されます。

お手元の議事日程（案）をご覧ください。

先ほど総務課長からもご説明ありましたが、現在参議院での地方税法等の審査中でございます。3月29日までに成立する可能性が高いことから、成立するものとして日程の説明をさせていただきます。

なお、参議院での可決いかんによりますが、参議院の状況を見て追加上程となりますので、その間は暫時休憩となり、万が一可決されずに翌日になる場合には自然散会となり、改めて会議を招集、再開することになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

初めに、会議録署名議員の指名の後、議案第70号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）から議案第73号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてを一括上程し、提案者の趣旨説明をいただき、次に議案に対する質疑を行います。次に、議案第71号から第73号につきまして、国の税制改正に伴う条例の一部改正でありますことから、委員会付託を省略させていただきたいと思っております。次に、議案第70号を予算決算常任委員会に付託を行います。委員会終了後、予算決算常任委員長による報告、委員長報告に対する質疑・討論を行った後、表決を行い、解散したいと思います。

各条例改正の質疑につきましては、本来前々日の正午までに通告をしていただくようになっておりますが、国会の審議状況が不明であり、議案書の到着がどのようになるか判断がつかないことから、議案到着の状況を見てお知らせをさせていただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取り扱いについては、そのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第71号、鳥羽市市税条例の一部改正について、議案第72号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第73号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての3件については、委員会付託を省略したいと考えます。これに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案第71号から議案第73号の3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。ご協議いただくことは以上です。

これもちまして議会運営委員会を散会いたします。

(午後 1時21分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年3月25日

議会運営委員長 坂 倉 広 子